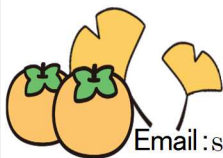


つちはし事務所通信

9

September 2024



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋3-3-1 田村ビル
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2024年9月1日

重要改正
要確認

徳島が引上額全国1位！令和6年度地域別最低賃金！

令和6年度の地域別最低賃金の答申が出そろいました。異議申立等を経て、賃金が改正される予定です。発効予定年月日とともに地域別最低賃金の額をご確認ください。



都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効月日 (2024年)	都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効月日 (2024年)
	改定前	改定後				改定前	改定後		
北海道	960	1010	50	10/1	滋賀	967	1017	50	10/1
青森	898	953	55	10/5	京都	1008	1058	50	10/1
岩手	893	952	59	10/27	大阪	1064	1114	50	10/1
宮城	923	973	50	10/1	兵庫	1001	1052	51	10/1
秋田	897	951	54	10/1	奈良	936	986	50	10/1
山形	900	955	55	10/19	和歌山	929	980	51	10/1
福島	900	955	55	10/5	鳥取	900	957	57	10/5
茨城	953	1005	52	10/1	島根	904	962	58	10/12
栃木	954	1004	50	10/1	岡山	932	982	50	10/2
群馬	935	985	50	10/4	広島	970	1020	50	10/1
埼玉	1028	1078	50	10/1	山口	928	979	51	10/1
千葉	1026	1076	50	10/1	徳島	896	980	84	11/1
東京	1113	1163	50	10/1	香川	918	970	52	10/2
神奈川	1112	1162	50	10/1	愛媛	897	956	59	10/13
新潟	931	985	54	10/1	高知	897	952	55	10/9
富山	948	998	50	10/1	福岡	941	992	51	10/5
石川	933	984	51	10/5	佐賀	900	956	56	10/17
福井	931	984	53	10/5	長崎	898	953	55	10/12
山梨	938	988	50	10/1	熊本	898	952	54	10/5
長野	948	998	50	10/1	大分	899	954	55	10/5
岐阜	950	1001	51	10/1	宮崎	897	952	55	10/5
静岡	984	1034	50	10/1	鹿児島	897	953	56	10/5
愛知	1027	1077	50	10/1	沖縄	896	952	56	10/9
三重	973	1023	50	10/1					

★時給以外の日給月給の方も週40時間労働の事業所であれば、皆勤手当や通勤手当、家族手当、残業代等を除き、約17万円以上支払う必要があります。
お早めに対象者を把握し、契約内容の変更をお願いします。
分かりにくい点などございましたら、つちはし事務所までお問い合わせください。



令和6年12月2日から、現在の健康保険証の新規発行が廃止され、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録した「マイナ保険証」の本格的な利用が始まります。そこで、マイナ保険証の本格的な利用に合わせて確認しておきたい内容を解説します。

.....健康保険証廃止へ向けてのこれからの流れ.....

★健康保険証の廃止

従業員が健康保険の被保険者となり、従業員の家族が健康保険の被扶養者となったときには、協会けんぽ等の健康保険の保険者から健康保険証が発行されます。この健康保険証の新規発行が、令和6年12月2日以降、行われなくなります。なお、令和6年12月1日までに発行された健康保険証は、経過措置として令和7年12月1日まで使用できます。令和7年12月1日までに従業員が退職すること等で使用できなくなった健康保険証は、これまで通り、会社で回収する必要がありますが、令和7年12月2日以降、使用できなくなった健康保険証は、従業員自身で破棄することが認められます。

★資格情報のお知らせ

マイナ保険証の本格的な利用に伴い、令和6年9月以降、協会けんぽから、会社を経由して、加入している被保険者および被扶養者の全員に「資格情報のお知らせ」が届く予定となっています。

このお知らせには、被保険者資格等の基本情報が記載されており、マイナ保険証を安心して利用できるようにするとともに、協会けんぽに加入している人自身が、健康保険の資格情報を簡易に把握できるようにするために行われるものです。

お知らせの中には、医療保険のデータベースに登録されているマイナンバーの下4桁も表示されることになっており、データベースにマイナンバーが登録されているかの確認もできます。なお、マイナンバーを協会けんぽに提出していない場合は、当然記載されていません。マイナンバー提出のための申出書が同封されるため、この機会に提出し、マイナ保険証の利用を促したいところです。

★資格確認書

マイナンバーカードを作っていない人や、マイナ保険証の利用登録をしていない人もいます。このような人は、協会けんぽから交付される資格確認書を提示することにより、これまで通りの保険診療を受けられるようになります。ただし、資格確認書を用いるときには、マイナ保険証を利用することで受けられるメリットを受けることができません。協会けんぽの資格確認書は、従来の健康保険証と同じプラスチックカード型のもので、色が黄色となるとのことです。4～5年の有効期限が設けられるため、4～5年に1度の差し替えが必要になります。

★マイナンバーカードの健康保険証利用のメリットは「データに基づくよりよい医療が受けられる」、「手続なしで高額医療費の限度額をこえる支払が免除される」「マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる」など便利になることがたくさんあります。不明な点などがあれば、気軽にお尋ねください。

あとがき◆つちはし事務所より

- ★ 昨年、全国で下から2番目となった徳島の最低賃金（現在896円）。今年はかなり上がるのではないかと予想はしていましたが、なんと一気に84円上がって980円で答申されるという、予想をはるかに超える結果となりました。時給が84円上がるということは、週40時間で働いていれば月額約15,000円の賃上げが必要となり、通勤手当や皆勤手当、家族手当等を除いて約17万円は必要となります。かなりの従業員の方が影響を受けるのではないのでしょうか。正社員も含めて改めてご確認をお願いします。
- ★ 最低賃金の今年の発行日は11月1日、それまでに賃上げをした場合「業務改善助成金」の活用も可能です。ただ日程的には非常にタイトですので、活用をお考えの場合、ご相談はお早めをお願いします。
- ★ 9月は算定基礎届による社会保険料の改定が行われる月ですので、保険料を当月控除している事業所様は9月分給与から、翌月控除の事業所様は10月分給与から新しい保険料に変更となります。顧問先様につきましては新しい保険料のお知らせをお送りいたしますので、給与計算の際は保険料の改定を忘れないようお願いいたします。
- ★ 顧問先様には、近々つちはし事務所より「社会保険ガイド2024」と、「会社を元気にする助成金・給付金」という小冊子他をお送りいたします。助成金をご利用されたい事業所様は同封する「らくらく助成金診断」に記入してファックスでお送りください。診断をして結果をお送りいたします。

